



# グリーン調達ガイドライン

2025年1月（第4版）

メタウォーター株式会社

## 目 次

### 1. メタウォーター株式会社のグリーン調達について

- 1-1 グリーン調達の基本理念
- 1-2 グリーン調達の方針
- 1-3 グリーン調達の指針
  - 1) お取引先様に求める必須事項
  - 2) お取引先様に求める推奨事項

### 2. 本ガイドラインの活用について

- 2-1 お取引先様の環境保全活動について（自己評価のお願い）
- 2-2 個別調査へのご協力をお願い

#### 〔添付別紙〕

- 別紙1：主な環境法規制一覧
- 別紙2：環境保全活動調査票

## 1. メタウォーター株式会社のグリーン調達について

### 1-1 グリーン調達の基本理念

当社は、地球社会の良き企業市民として企業の社会的責任の重要性を認識し、地球環境保護への取り組みを企業活動の重要課題の一つとして位置づけ、持続可能な循環社会の実現を推進しています。

その一環として、当社の調達活動においても、全ての購入品とサービスを対象として、「グリーン調達」を推進します。

### 1-2 グリーン調達の方針

- 1) 原材料・部品・製品・サービス・オフィス用品にいたる全ての購入品とサービスを対象としてグリーン調達活動を推進します。
- 2) 品質・価格・納期・サービスに加え、環境保全を重視している企業からの調達を優先します。
- 3) 以下のものを「グリーン商品」として優先的に調達します。
  - ①省資源・省エネルギーなど、環境保全に対する寄与が大きなもの
  - ②廃棄時の環境負荷の小さなもの（従来より少ないもの）
  - ③再生素材や再利用可能品が使用されているもの
  - ④リサイクルや分別廃棄が容易なもの
  - ⑤従来品より長期間の使用が可能なもの

### 1-3 グリーン調達指針

#### 1) お取引先様に求める必須事項

以下の項目を満たしていることを原則とします。

- ①国内の法規制（輸出品については、輸出先の法規制を含む）により禁止されている物質を、製品（使用素材、部品等も含む）に使用していない。
- ②国内及びRoHS指令やREACH規則等の海外の法規制において定められている条件付禁止物質を、製品（使用素材、部品等も含む）に制限値（閾値）を超えて使用していない。

#### 2) お取引先様に求める推奨事項

「グリーン調達」を推進するに当たり、品質・価格・納期・サービスに加えて、以下の項目を積極的に取り組んでいるお取引先様からの調達を優先します。

##### ①お取引先様における環境保全活動に求める事項

	項目	内容
1	環境マネジメントシステム	①ISO14001を認証取得している または、 ②その他の第三者認証を取得している (エコアクション21、エコステージ、KES等)
2	グリーン調達	①グリーン調達を行っている ②グリーン調達ガイドラインを制定している
3	製品含有化学物質の管理	①製品含有化学物質の管理体制が整備されている ②当社の要求時に、製品含有化学物質の含有量調査及び禁止物質の不含証明書等の提出に対応できる
4	取り組み体制	①環境に関する企業方針がある ②環境管理のための組織・体制が整備されている ③環境管理の責任者が明確になっている ④従業員に対する環境教育・訓練を行っている
5	環境負荷低減	①資源（投入原材料、水等）とエネルギー（電力、重油、ガス等）の使用量削減に取り組んでいる ②環境負荷ができるだけ小さい梱包・包装を行っている ③環境負荷ができるだけ小さい物流を行っている ④化学物質の使用量及び外部（大気、水、土壌）への排出量削減に取り組んでいる ⑤廃棄物の発生量の削減及びリサイクルの推進、適正処理を行っている ⑥環境関連法規を遵守している [別紙1参照]

②グリーン商品として求める事項

	項目	内容
1	省資源・省エネルギー	①省資源化により環境保全に対する寄与が大きい ②省エネルギー化により環境保全に対する寄与が大きい ③従来品より長期間の使用が可能である
2	環境負荷物質	①物品及び梱包材に含まれる化学物質を把握している ②国内法で定める制限物質の使用量が少ない ③ヨーロッパRoHS指令対象物質の含有量が閾値以下である ④ヨーロッパREACH規則で定める認可対象物質及び認可対象候補物質を含まない
3	リサイクル・廃棄	①リサイクルや分別廃棄が可能である ②廃棄時の環境負荷が小さい ③再生素材や再利用可能な素材を使用している
4	梱包材	①梱包を可能な限り簡素化している ②梱包材は極力リサイクル可能な素材を使用している
5	情報開示	①環境負荷情報が開示されている

## 2. 本ガイドラインの活用について

### 2-1 お取引先様の環境保全活動について（自己評価のお願い）

1-3項の「グリーン調達の指針」に基づいて作成した「環境保全活動調査票」を別紙2として添付していますので、自己評価をお願い致します。自己評価の結果は、当社宛にご提出頂き、当社内で集計・分析をさせていただきます。

本自己評価は、原則として当社とのお取引開始時に行って頂きますが、その後のお取引の実績に応じて、定期的または随時お願いする事がありますので、ご協力をお願い致します。

尚、本件に関する情報は外部に公表することはありません。

### 2-2 個別調査へのご協力のお願い

上記調査とは別に、必要に応じて「製品含有物質の含有量調査」や「禁止物質の不含証明書の提出」等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。

また、必要に応じてお取引先様を訪問し、ヒアリング等をさせて頂く場合がありますので、その際には、併せてご協力をお願い致します。

以上